

木造住宅耐震診断派遣方式(新制度)が始まりました。

木造住宅耐震診断派遣方式をお申込みすると次のような流れで行います。

※お申込みをする場合は、申請書と建築年がわかる書類（固定資産税課税明細書の写し、登記簿謄本の写し、建築確認済証の写し等）が必要です。

愛南町から「耐震診断実施決定通知書」を郵送。

①愛南町から送付します「通知書」には、委託を受けた「愛媛県木造住宅耐震診断技術者」の氏名・所属診断事務所名、登録番号・連絡先電話番号が記載されております。

診断技術者から現地調査の日程調整の連絡

②日程調整の連絡は、診断技術者から電話で行われます。
双方の都合の良い日時を調整してください（土・日・祝日は対応できない場合があります。）。

（日程調整後に現地調査）

現地調査（立会い）

③現地調査は約1～2時間かかります。間取り図があれば事前に用意してください。また、天井裏・床下を点検しますので、周囲を少し片付けておいてください。

現地調査の結果、建築基準法令に重大な違反があった場合や、対象要件に合致しない住宅の場合は、耐震診断を受けることができませんのでご了承ください。

診断評価証
診断結果の報告
一般的な補強アドバイス
概算工事費の提示

④後日、診断技術者が、「木造住宅耐震診断結果報告書」、第三者機関から取得した、「評価証」を持参して説明に伺い、診断結果に基づき一般的な補強アドバイスと、改修工事を行うときの目安となる工事費も併せて報告します。

なお、評価手数料は、耐震診断をした診断技術者に直接、支払ってください。

診断結果の総合評価が「**1.0 未満**」と診断された住宅を対象に、**耐震改修工事を行うときに補助が受けられます。**

木造住宅耐震改修に係る補助金（改修設計＋改修工事＋工事監理）
補助金は最高 154 万円

①派遣方式（新制度）または②補助方式（従来制度）による耐震診断を受けた住宅で、総合評価が「**1.0 未満**」と診断された住宅を「**1.0 以上**」（一応倒壊しない）とする住宅が対象です。

詳しくは、工事を始める前に、愛南町消防本部防災対策課へご相談ください。

連絡先

〒798-4341 愛南町蓮乗寺 473 番地 愛南町消防本部防災対策課
電話 0895-72-0131 FAX 0895-73-1119